

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

観光課

法令名	旅行業法			法令番号	昭和27年法律239号				
手続名	旅行業の登録の有効期間更新の登録			根拠条項	第6条の3				
審査基準	旅行業法第6条の3及び旅行業法施行規則第1条の5による。								
受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間	60日	目次	
						標準経由期間	日	No.	